

一般社団法人日本看護シミュレーションラーニング学会
利益相反マネジメント委員会規程

(委員会の設置)

第 1 条 定款 52 条および利益相反マネジメント指針及び細則に基づいて、利益相反マネジメント委員会（以下、「委員会」という）を置く。

(目的)

第 2 条 委員会は、一般社団法人日本看護シミュレーションラーニング学会（以下、「本会」という）及び学会員が産官学連携活動やシミュレーション教育への貢献活動を行う上で生じる利益相反の適切な管理を実施することを目的とする。

(委員の構成)

第 3 条 委員会は、理事会で選出された担当理事及び次の委員をもって組織する。

(1) 理事 3 名以上

(2) 代議員 2 名程度

2 委員長は委員の中からの互選とする。委員長は本会を総務する。

4 委員は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

5 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員会の招集)

第 4 条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。

3 委員長は委員の 3 分の 1 以上の要求があったときは、委員会を招集しなければならない。

4 緊急性の高い議題の場合には、委員長は委員にメール審議を求めることができる。

5 メール審議では、全員の合意をもって議決するものとする。

(活動事項)

第 5 条 委員会は、第 2 条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

(1) 利益相反マネジメント指針及び細則、各種様式等の策定と見直し

(2) 本会の会員（正会員、賛助会員）、本会の役員（理事長、副理事長、理事、監事）、学術集会長、各委員会の委員、本会で発表・講演する者、その他の学会関連活動を担当する者の利益相反（COI）状況の確認

(3) 理事会から諮問された利益相反の内容についての答申

(4) 不服申し立ての再審査

(5) 本会会員への利益相反マネジメントに関する情報の周知

2 委員会は、年度末までに次年度予算案及び活動計画を理事会に提出する。

(議事録の作成と報告)

第 6 条 委員会は議事録を作成しなければならない。

2 委員会は年度末に活動報告書作成し理事会に提出する。

(秘密の厳守)

第 7 条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を正当な事由なくして他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

2 第 3 条の 6 の規定により本委員会に出席した者についても、前項の規定を準用する。

(規程の改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、委員会及び理事会の議を経て、理事会の承認を受ける。

附則

この規程は、2025 年 6 月 28 日より施行する。